

## 第11章 環境の保全のための措置

### 11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

#### 11.1.1 環境の保全のための措置の検討

本事業の実施にあたっては、計画地周辺に住宅地等の環境保全上配慮すべき施設が立地する地域であることを考慮し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避、又は低減すること、法令基準等に基づき設定した環境保全目標を達成することを目的として、工事中及び供用時の各段階において環境の保全のための措置を検討した。

各段階の環境の保全のための措置の検討における基本的な考え方は、以降に示すとおりである。

なお、各段階の環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

また、事後調査時に事業の実施による影響が確認、もしくは、想定された場合は、速やかに追加の措置を検討する。

#### 11.1.2 環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 11.1-1 に示すとおりである。

表11.1-1(1) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
大気質	建設機械の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。</li> <li>・建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底する。</li> </ul>	低減	建設機械の排ガスによる影響を低減する。	○
	造成等の工事	粉じんの飛散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。</li> <li>・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。</li> </ul>	低減	造成等の工事による粉じんの飛散を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。</li> <li>・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	資材運搬等の車両の排ガスによる影響を低減する。	○
	施設の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守せるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による公害の未然防止に努めるよう要請する。</li> </ul>	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○
	自動車交通の発生	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう要請する。</li> <li>・ディーゼル車については、埼玉県生活環境保全条例に基づく排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底するよう要請する。</li> <li>・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう要請する。</li> <li>・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検を徹底するよう要請する。</li> <li>・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップを徹底するよう要請する。</li> <li>・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。</li> </ul>	低減	車両の排ガスによる影響を低減する。	○
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械については、低騒音型の建設機械の使用に努める。</li> <li>・建設機械のアイドリングストップを徹底する。</li> <li>・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>・住居等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲いの設置等を検討する。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び環境基準に加え騒音規制法の規制基準を遵守する。</li> </ul>	低減	建設機械による騒音を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	低減	資材運搬等の車両による騒音を低減する。	○

表11.1-1(2) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
騒音・低周波音	施設の稼働	騒音の発生	・進出企業に対し、騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。	低減	施設からの騒音を低減する。	○
	自動車交通の発生	騒音の発生	・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両のアイドリングストップの徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。	低減	車両による騒音を低減する。	○
	施設の稼働	低周波音の発生	・進出企業に対し、各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう要請する。	低減	施設からの騒音を低減する。	
振動	建設機械の稼働	振動の発生	・建設機械については、低振動型の建設機械の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	建設機械による振動を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	資材運搬等の車両による振動を低減する。	○
	施設の稼働	振動の発生	・進出企業に対し、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。	低減	施設からの振動を低減する。	○
	自動車交通の発生	振動の発生	・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。 ・進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両の整備、点検の徹底を要請する。 ・進出企業に通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。	低減	車両による振動を低減する。	○
悪臭	施設の稼働	悪臭の発生	・進出企業に対し、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの公害の未然防止に努めるよう要請する。	低減	施設からの悪臭を低減する。	○
水質	造成等の工事	濁水・アルカリ排水の発生	・工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、盛土工事に先立ち、仮排水路、仮沈砂池等の防災工事を行う。 ・盛土工事に当たっては、必要に応じて下流部に仮土堤、又は板棚を設置する。 ・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を地区外に放流する。また、必要に応じてpH調整を行う。 ・盛土箇所は速やかに転圧を施す。 ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。 ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について十分な監視及び措置を講ずる。	低減	濁水・アルカリ排水の発生を低減する。	○

表11.1-1(3) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
水質	施設の稼働	汚水排水の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進出企業に対し、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準を遵守させるとともに、必要に応じて水質汚濁防止対策の徹底等による公害の未然防止に努めるよう要請する。</li> <li>・施設の稼働に伴う排水は原則として生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量を10mg/L以下とする。また、浄化槽を設置する場合は、原則として合併処理浄化槽とし、水質基準は、処理対象人員100人以下の施設はBODを20mg/L以下とし、処理対象人員101人以上の施設はBODを10mg/L以下とする。</li> </ul>	低減	汚水排水による影響を低減する。	○
水象	造成地の存在・施設の存在	雨水流出量の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整池または沈砂池を設置する。</li> </ul>	低減	雨水流出量の変化への影響を低減する。	○
	造成地の存在	地下水の水位及び水脈の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。</li> <li>・計画区域内は緑地の整備や雨水浸透枠等の設置等により地下水の涵養を図る。</li> </ul>	低減	地下水の水位及び水脈の変化への影響を低減する。	○
地盤	造成地の存在	地盤沈下の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の着手前から観測井を設置し、地下水の水位を継続的に観測する。また、工事の着工前、工事中に盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。</li> <li>・地質の状況等に応じた剛性の高い山留め工法等を採用する。</li> <li>・進出企業に対し、圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるよう要請する。</li> </ul>	低減	地盤沈下による影響を低減する。	○
動物	工事の実施及び造成地の存在	保全すべき種及びその生息環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。</li> <li>・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。</li> <li>・資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。</li> <li>・工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。</li> <li>・作業員に対し保全すべき種の生息地への立ち入りを制限する等の指導を徹底することにより人為的な攪乱による影響を低減する。</li> <li>・濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物への影響を低減する。</li> <li>・営巣環境への影響が想定されるトビは、本種の繁殖時期である3月～7月にかけて、営巣林の改変を伴う工事は避ける計画とする。</li> <li>・繁殖場所への影響が想定されるニホンアカガエルは、計画区域周辺で繁殖環境を出来る限り維持することを目的として計画区域周辺の地権者へ協力を求め、計画区域外に水草の栽培地を整備することで繁殖場所を代償し、繁殖環境の保全に努めることとする。なお、水草の栽培地の整備は、本種の繁殖時期である2～4月を避けて実施する計画とする。</li> <li>・公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。</li> <li>・進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。</li> </ul>	低減代償	動物への影響を低減・代償する。	△

表11.1-1(4) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
植物	造成等の工事、造成地の存在	保全すべき種やその生育環境並びに植生及び保全すべき群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。</li> <li>濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の植物への影響を低減する。</li> <li>生育地への影響が想定されるコギシギシは、代償措置として計画区域外の生育適地へ生育個体の移植を行い、生育個体の保全に努めることとする。</li> <li>公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。</li> <li>進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。</li> </ul>	低減 代償	植物への影響を低減・代償する。	△
生態系	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在	地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。</li> <li>計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の走行によるロードキルや移動経路の分断による影響の低減のため、計画区域外への逃避を可能とするための段階的な施工を実施する。</li> <li>工事時間は原則として8時～18時とすることで照明の使用を極力減らし、光環境の変化を低減する。</li> <li>濁水については、仮沈砂池に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画区域外に放流するなど、下流域の動物・植物への影響を低減する。</li> <li>公園等の植栽樹種は、現存植生の構成種を考慮し選定する。また、進出企業に対して緑化の推進に努めるよう働きかけ、緑地の創出を図る。</li> <li>進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周辺の動物・植物に配慮して漏れ光を抑制した位置や配置等とするよう要請する。</li> </ul>	低減	生態系への影響を低減する。	○
景観	造成地の存在 ・施設の存在	景観資源への影響及び眺望景観の変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区域の敷地境界に緩衝緑地帯を設置し、新たな緑地景観の創造に努める。</li> <li>進出企業に対し、宅地内に緩衝緑地の設置等、景観への影響の緩和に努めるよう要請する。</li> <li>進出企業に対し、計画建物等のデザインについて、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう要請する。</li> <li>進出企業に対して、計画建物の配置や大きな形状等は周囲の景観との調和に配慮するよう要請する。</li> <li>進出企業に対し、計画区域周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、計画建物の搬入口などからの光の漏れや建物自体のライトアップ、街路灯の位置等は、周囲の景観との調和に配慮した位置や配置等とするよう要請する。</li> </ul>	低減	周辺景観への調和により影響を低減する。	○

表11.1-1(5) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
自然とのふれあいの場	工事の実施	自然とのふれあいの場の利用環境・交通手段への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の走行により自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画区域内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施する。</li> <li>造成箇所や資材運搬等の車両が走行する仮設道路には、粉じんが飛散しないように、必要に応じて散水を行う。</li> <li>公園等の自然とのふれあいの場に近い箇所での工事を行う場合は、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。</li> <li>資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。</li> </ul>	回避低減	自然とのふれあいの場への影響を低減する。	○
	造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生	自然とのふれあいの場の利用環境・交通手段への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出企業に対し、運搬車両及び従業員通勤車両による出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を要請する。</li> <li>進出企業に対し、通勤時の公共交通機関の利用促進、送迎バスの運行等の交通量抑制に努めるよう要請する。</li> <li>関連車両により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に公園・緑地及び歩行者専用道路等を整備する。また、必要に応じて交通誘導員の配置等の安全対策を実施するよう要請する。</li> </ul>	回避低減	自然とのふれあいの場への影響を低減する。	○
史跡・文化財	造成地の存在	埋蔵文化財包蔵地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下部の改変を極力回避した造成計画とする。</li> <li>埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。</li> <li>計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。</li> </ul>	回避低減	埋蔵文化財包蔵地への影響を回避・低減する。	○
日照阻害	施設の存在	日照阻害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>日影による住居への影響が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮を要請する。</li> </ul>	低減	日照阻害による影響を低減する。	○
電波障害	施設の存在	電波障害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波障害の発生が低減されるよう、進出企業に対して、施設の高さ及び配置等に配慮するよう要請する。</li> <li>事業実施後に建築物の影響における電波障害が発生した場合には、電波障害の状況に応じて受信設備の設置や有線テレビジョン放送の活用等、適切な措置を講ずる。</li> </ul>	低減	電波障害による影響を低減する。	○
廃棄物等	造成等の工事	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</li> </ul>	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○
	造成等の工事	残土の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中における残土は、計画区域内で再利用等を図る。</li> <li>計画区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。</li> </ul>	低減	残土の発生を抑制する。	○

表11.1-1(6) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
廃棄物等	施設の稼働	廃棄物の発生	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。	低減	廃棄物の発生を抑制する。	○
	施設の稼働	雨水及び処理水の発生	・進出企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。	低減	雨水及び処理水を削減する。	○
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。(エコドライブ実施率80%以上を目標とする。) ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	造成等の工事	温室効果ガス等の排出	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。(バックホウについては採用率30%以上を目標とする。) ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・計画区域内に緩衝緑地帯を配置し新たな緑地を整備するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	施設の稼働	温室効果ガス等の排出	・進出企業に対し、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう要請する。 ・計画区域内に緑地を配置するとともに、進出企業においても積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○
	自動車交通の発生	温室効果ガス等の排出	・関連車両のアイドリングストップを徹底するよう、進出企業に要請する。 ・関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要的空ふかしは行わないよう、進出企業に要請する。	低減	温室効果ガス等の排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

## 11.2 低減措置の実施計画

### 11.2.1 周辺住居の生活環境に係る低減措置

本事業の実施に伴う工事中及び供用時における大気汚染、騒音、振動等の各項目はともに予測の結果、大きな影響はないものと考えられる。

しかし、計画区域の東側には住居地域、南側には耕作地が近接して分布することから、生活環境上の保全の観点から以下の低減措置を行っていくものとする。

#### (1) 周辺地域との緩衝機能の確保

計画区域に隣接する住居地域及び耕作地等との間には調整池、緩衝緑地帯、公園を配置し、周辺地域との十分な緩衝距離を持たせ、大気汚染、騒音、振動等の影響を低減させる。

#### (2) ヒートアイランド現象の低減

供用時においては、各進出企業により計画区域内はコンクリートやアスファルト等で被覆されることが想定される。その結果、計画区域及びその周辺では気温上昇が見込まれることから、計画区域内の積極的な敷地内緑化を推進するとともに、公園や緩衝緑地帯を設けていく。また、計画区域内においては、調整池を設置することにより、ヒートアイランド現象の低減に努めていく。

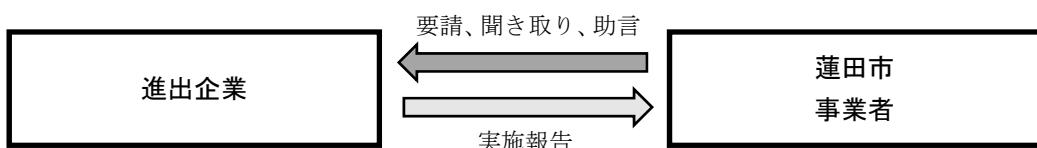
#### (3) 公園・緑地計画

公園・緑地の配置は、連続性を踏まえ一体的な緑地環境として地域住民の利用促進に努める。

#### (4) 進出企業への環境保全措置の要請等

供用時の環境保全措置の進出企業への要請等、進出企業からの実施報告の体制は、図11.2-1に示すとおりである。

進出企業への要請等は、蓮田市、または事業者から行うものとし、企業誘致時には、環境保全に関する基本方針や保全措置の説明を行う。また、進出企業の建築工事時及び供用時にも各段階における環境保全措置の要請、聞き取り、助言を行うものとし、進出企業から実施報告を受けるものとする。



- ①企業誘致時：環境保全に関する基本方針や保全措置の説明
- ②建築工事中：工事及び環境保全措置等に係る要請等
- ③供用時：事業の管理・運営及び環境保全措置等に係る要請等

図 11.2-1 進出企業への要請等、実施報告の体制

### 11.3 代償措置の実施計画

#### 11.3.1 動物、植物、生態系に係る代償措置

##### (1) 環境影響を回避又は低減することが困難な理由

本事業は土地区画整理事業であり、その事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の耕作地を計画区域内に残存させることができないことから、一部の動物、植物を対象として代償措置を講じる。

##### (2) 代償措置の検討

動物、植物の回避又は低減できない影響については、代償措置の検討を行った。

表 11.3-1 動物の代償措置の検討結果

項目	内容
代償措置の内容	計画区域外にニホンアカガエルの繁殖環境を創出し、卵塊の移設を行う。
環境影響を回避又は低減することが困難な理由	事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の繁殖環境を計画区域内に残存させることができない。
対象事業により損なわれる環境の状況	計画区域内のニホンアカガエルの繁殖環境が消失する。
代償措置により創出される環境の目標	ニホンアカガエルの繁殖環境を保全する。
代償措置の妥当性	計画区域外にてニホンアカガエルの繁殖環境が保全されるため、代償措置として妥当である。
代償措置に提供する技術と効果	計画区域内の繁殖環境は人工的な環境であり、同様の環境を創出・整備することは可能である。また、ニホンアカガエルの卵塊の移設事例もある。なお、創出した環境の管理には地権者の協力が必要である。
代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場所の環境影響の回避又は低減措置等	移設先は、人工的な環境であり、代償措置による移設先の環境影響のおそれはない。また、生態系の擾乱等の影響も生じないと考えられる。
事後調査に関する事項	計画区域外に創出した環境への移設となるため、事後調査の対象とする。

表 11.3-2 植物の代償措置の検討結果

項目	内容
代償措置の内容	計画区域外の生育適地へコギシギシの個体を移植する。
環境影響を回避又は低減することが困難な理由	事業特性上、計画区域の再選定や改変面積の最小化は困難であり、現況の畑地環境や耕作地を計画区域内に残存させることができない。
対象事業により損なわれる環境の状況	計画区域内のコギシギシの生育地が消失する。
代償措置により創出される環境の目標	コギシギシの生育個体を保全する。
代償措置の妥当性	計画区域外にてコギシギシの生育が保全されるため、代償措置として妥当である。
代償措置に提供する技術と効果	コギシギシの移植事例はある。
代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該おそれがある場所の環境影響の回避又は低減措置等	移植先は、移植事例を参照しながら、環境影響のおそれのない箇所とする。
事後調査に関する事項	計画区域外へ個体移植を行うため、事後調査の対象とする。

### (3) 代償措置の実施方法

代償措置として、ニホンアカガエルの繁殖環境の創出及び卵塊の移設、コギシギシの生育個体の移植を行う。

移設・移植を行う種は、対応できる時期が限定されるため、工事工程を踏まえて、適切な時期を設定し、実施するものとする。

